

旅客営業規則(2022年3月1日施行)の概要 (新旧比較表)

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2022年3月1日乗車となるものから適用する。

新	旧
<p>(身体障がい者割引普通乗車券又は回数乗車券の発売) 第 33 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第1項に定める割引乗車券の購入申込みの際<u>並びに第37条に定める乗降の際及び乗車中の呈示</u>に限り、身体障害者手帳に代わるものとする ことができる。</p> <p>(知的障がい者割引普通乗車券又は回数乗車券の発売) 第34条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第1項に定める割引乗車券の購入申込みの際並びに第37条に定める乗降の際及び乗車中の呈示に限り、療育手帳に代わるものとする ことができる。</u></p> <p>(精神障がい者割引回数乗車券の発売) 第 34 条の 2 (略)</p> <p>2 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、前項に定める割引乗車券の購入申込みの際<u>並びに第37条に定める乗降の際及び乗車中の呈示</u>に限り、精神障害者保険福祉手帳に代わるもの とすることができる。</p>	<p>(身体障がい者割引普通乗車券又は回数乗車券の発売) 第 33 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第1項に定める割引乗車券の購入申込みの際に限り、身体障害者手帳に代わるもの とすることができる。</p> <p>(知的障がい者割引普通乗車券又は回数乗車券の発売) 第34条 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合又は第2種知的障害者が単独で乗車する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書によって申込みをしたときに普通乗車券又は回数乗車券を発売する。ただし、普通乗車券については知的障がい者が単独で乗車する場合は、旅客鉄道株式会社と会社線区間にまたがり片道100キロメートルを超える場合に限る。</p> <p>2 第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者が、介護者(1人を限度)とともに乗車区間、乗車券の種類及び有効期間を同一にして乗車する場合で、所定の療育手帳を呈示したときは、介護者に対して旅客運賃の割引を行う。</p> <p>(精神障がい者割引回数乗車券の発売) 第 34 条の 2 (略)</p> <p>2 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、前項に定める割引乗車券の購入申込みの際に限り、精神障害者保険福祉手帳に代わるもの とすることができる。</p>